

令和5年度 第3回 八尾市入札等監視委員会議事録

開催日時	令和6年2月6日(火) 午後1時から2時50分
開催場所	八尾市役所 本館5階 庁議室
出席委員	3名(全員出席)
契約検査所管	総務部：築山部長、契約検査課：石元課長、小西課長補佐、坂本課長補佐、生田課長補佐
議 題	<p>1. 入札状況(対象期間：令和5年8月1日～令和5年11月30日)</p> <p>2. 抽出案件の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注案件名称：八尾市庁舎外壁及び屋上防水等改修工事 入札方式：条件付一般競争入札 開札日：令和5年10月26日 受注者：日和建設株式会社 契約金額：269,380,100円 ・発注案件名称：市営西郡住宅30号館16号室外1室浴室設置に伴う機械設備工事 入札方式：条件付一般競争入札 開札日：令和5年8月22日 受注者：マツバラ設備株式会社 契約金額：2,073,500円 ・発注案件名称：高砂町五丁目第1公園施設整備工事 入札方式：条件付一般競争入札 開札日：令和5年11月8日 受注者：株式会社明香園 契約金額：3,797,200円 ・発注案件名称：西郡住宅33号館防火設備及び受電設備等改修に伴う設計業務 入札方式：条件付一般競争入札 開札日：令和5年8月23日 受注者：株式会社トリ設備計画 契約金額：2,365,000円 <p>3. 随意契約ほか(対象期間：令和5年8月1日～令和5年11月30日)</p> <p>4. その他</p>

委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし
委員からの主な意見・質問、それらに対する回答等	
<p>1. 入札状況（対象期間：令和5年8月1日～令和5年11月30日） （契約検査課）審議対象期間中の入札・契約実績について説明 （委員）意見等なし</p> <p>2. 抽出案件の審議 （契約検査課）第1案件説明 （委員）この業者は、以前にも案件になかったか。 （契約検査課）前回の会議でも、解体工事で案件に上がっている。 （委員）期間中最高額の案件で、入札経過は特に問題なし。 （契約検査課）第2案件説明 （委員）予定価格が低額で、業者にとって価格面での魅力がなかったということか。 （契約検査課）同日に、先に管工事の開札が2件あり、価格差も大きかったので、最も安い案件が避けられたと考えられる。 （委員）築年数の古い市営住宅は多いと思われるが、今後も同様の工事があるのか。 （契約検査課）一般募集に伴う浴室の設置を行うものであり、工事としては行われていく。 （契約検査課）第3案件説明 （委員）他の参加者が全員取返けで無効となったため残った1者が最低制限価格で落札した案件で、入札経過は特に問題なし。 （契約検査課）第4案件説明 （委員）最低制限価格での落札でなかったのが案件としたが、予定価格内での競争が働いており、入札経過は特に問題なし。</p> <p>3. 随意契約・入札参加停止・入札中止案件 （契約検査課）審議対象期間中の随意契約・入札参加停止・入札中止案件について説明 （委員）同じ内容の入札参加停止措置が複数みられるが、たまたまなのか。 （契約検査課）営業所の専任技術者は営業所に常駐させる必要があり、常駐を要しない現場に配置することは可能だが、常駐を要する現場に配置することはできません。 （委員）営業所の専任技術者は建設業法の基本であるが、法の理念と現実がかみ合っていない1つのケースかと思う。 （委員）常駐しているかどうかはどのように確認するのか。 （契約検査課）今回は、常駐を要する現場代理人に営業所の専任技術者を指名したために発覚したものです。 （委員）工事の安全面に関わる問題なので、法の基本的な事項すら守れない業者に対しては、粛々と処分すべきだと思う。</p> <p>4. その他</p>	

・変更契約について

(契約検査課) 次回からの契約変更案件の審議について説明

(委員) 工事においては変更契約を締結するケースが多いと思うが、野放図に変更を認めるわけにはいかない。変更額が高額になるケースもあり、素人からはなぜそんなに高額になるのかが分からないが、実際には現場に入ってみなければ分からないこともある。変更の理由はそれぞれ異なると思うので、一律に線引きすることは難しいが、継続的に見ていくことで類型化できるのではないかと思う。

(委員) 入札の根幹に関わる問題だと思う。「入札で安い金額で契約しても後から変更すればよい」とならないようにしなければいけない。

(契約検査課) 変更金額は、市が変更数量に基づいて試算した額に落札率を乗じた額を基に両方で協議して決定しており、市が一方向的に決めることはできない。

(委員) 審議についての市の考え方は。

(契約検査課) 財務規則の規定を逸脱したやり方は取っていないが、市の考えだけで行うのではなく、妥当性等について監視委員会の意見をいただくようにしたいと考えている。

・入札参加停止措置解除の申出について

(契約検査課) 入札参加停止措置を行った業者からの解除申出について説明

(委員) 八尾市の要綱上、解除に当たっては当該業者が「責を負わない」ことがポイントとなる。不起訴にはいろんなケースがあるが、今回は起訴猶予で、被疑事実を認めた上で公判請求しないものなので、責を負わないとは解されず、解除の要件とはならない。逮捕そのものが違法であり国家賠償が認められたとなれば、責を負わないと言える。なお、要綱第4条は入札参加停止措置期間を定めるにあたっての特例規定であり、既に行った措置には適用されない。

(委員) 嫌疑がないことと起訴猶予は別であり、起訴猶予を含むという逐条解説の記述は誤り。

(委員) 談合・贈収賄という悪質な事件において、社員が個人の犯罪として不起訴になったことで当該企業が入札参加停止措置の解除を求めるのは間違いであって、本件は解除してはいけないケースである。

以上